

令和8年3月24日

令和6年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【口頭指摘】

令和6年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 債権回収のあり方について（令和の改新戦略本部） 3頁
- 2 医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業について（子ども家庭部） 3頁
- 3 住宅セーフティネット支援事業について（生活環境部） 3頁
- 4 新規就農支援について（農林水産部） 4頁
- 5 オンライン投票立会について（地域社会振興部） 5頁

指摘事項	今後の対応	令和8年度事業名・予算額
<p>1 債権回収のあり方について</p> <p>税外未収金については、適正な債権管理及び効果的な債権回収を行うため、鳥取県税外債権管理プロジェクトチームにおいて、組織的に取り組まれているものの、実際の運用においては未だ各部局の個別対応にとどまっており、部局間での取組に温度差やばらつきが生じているところであります。</p> <p>また、一部の所属においては未収金管理がシステム化されておらず、全庁的な債権の把握や進捗管理が困難な状況にあります。</p> <p>このため、全庁的な債権の情報を共有できるようシステム整備などを進め、債権の適正な管理、整理が行えるよう検討すべきであります。</p> <p>さらに、債権の回収が困難な事案については、各部局での対応に限界があることから、庁内における専門的な対応窓口を一元化し、債権回収の効率化と専門性の向上を図るとともに、より徹底した債権管理及び回収を推進すべきであります。</p>	<p>各債権所管課では、それぞれの債権の性質や数に合わせた独自のシステムや方法で債権管理を行っており、また、希望する所属には税務課作成の債権管理データベースを提供し管理が行われています。</p> <p>全庁的な債権の情報共有については、個別案件について処理方針の検討を行う徴収方針会議をさらに積極的に開催し、債権の全庁的な情報共有を図るとともに、適正な債権管理を引き続き行います。</p> <p>債権回収が進んでいない事案については、令和8年1月から税務課債権管理担当による債権回収を一部債権において試行的に実施しており、引き続き税務課での積極的な引き受けを行い、効果的な債権回収を進めていきます。</p>	<p>・税外未収金回収関連強化事業 8,105千円</p>
<p>2 医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業について</p> <p>本事業は、医療機関受診時の送迎の負担が大きいとの保護者の要望に応じて創設された事業ですが、申請が2市町、利用実績は1市に留まっています。</p> <p>支援が必要な方と支援策にミスマッチが生じている可能性があり、ニーズ調査を早急に行い、その結果を踏まえて、利用範囲の拡大や、回数制限撤廃などのほか、補助額・補助率の拡充についても検討すべきであります。</p> <p>また、医療的ケア児送迎車両導入支援事業はニーズが高いことから、今後の支援事業の継続性の観点から、タクシー・運送業者に対する利用制限が検討されているところです。このことについては、今後利用者のニーズ拡大などで事業者による送迎車両整備の需要が高まることも想定されるため、現場での利用ニーズも考慮しながら、検討を進めるべきであります。</p>	<p>支援が必要な方のニーズを把握するため、医療的ケア児の保護者の方を対象に、送迎支援事業等に係る任意のアンケート調査を実施し、令和7年12月時点での回答内容及び関係機関等からの意見も踏まえて、令和8年度当初予算案において、利用回数制限の撤廃、自宅以外の場所から通院する場合も利用対象とするなどの利用範囲の拡充を予定しています。</p> <p>また、車両導入支援事業については、事業者間の公平性をより高める観点から、制度改正を予定しています。</p> <p>今後、拡充後の送迎支援事業の利用状況や、現場のニーズを注視しながら、必要に応じて制度改正の検討を行うなど、適正な医療的ケア児の移動環境の整備に努めてまいります。</p>	<p>・医療的ケアが必要な子どもの総合支援事業（医療的ケア児等送迎支援事業） 11,700千円</p>
<p>3 住宅セーフティネット支援事業について</p>		

指摘事項	今後の対応	令和8年度事業名・予算額
<p>住宅セーフティネット登録住宅は、15 市町村、7,248 戸まで広がってきていますが、家賃補助の実績は、4年間で、5市町、113戸にとどまっています。</p> <p>重層的な住宅セーフティネット構築に向けて、登録住宅を増やし、入居のマッチングを行い、必要な方に対して家賃補助等の支援を行き渡らせることが必要ですが、家賃補助が使われない要因となっている負担感がある申請手続きの簡素化や、家賃補助前払い制度等について検討するよう、県から市町村に対し働きかけるべきであります。</p> <p>また、マッチング支援のための居住支援協議会が米子市のみの設置となっていることから、全市町村での立ち上げを県としても引き続き支援するとともに、相談体制についても、充実を図るべきであります。</p>	<p>県でセーフティネット登録住宅への家賃補助における賃貸人の負担軽減につながる手法について全国調査を実施した結果、自治体が賃貸人へ家賃補助を前払いしている事例や自治体が本人の同意を得た上で家賃補助対象入居者の所得確認を行っている事例がありました。また、これらの取組を行っている自治体では家賃補助の予算執行率が高い傾向にあったため、県内市町村に調査結果を共有するとともに賃貸人の負担軽減につながる見直しを検討するよう要請しました。</p> <p>市町村の居住支援協議会設置についても、県が市町村向けの勉強会に（一財）高齢者住宅財団の講師を招聘し、市町村での居住支援協議会の必要性及び設立の手順等を講演いただきました。引き続き先進事例の紹介や研修会の開催等を通じて、市町村へ居住支援協議会の立ち上げ等、住宅困窮者の居住の安定化につながる相談体制の充実を求めています。</p>	<p>・住宅セーフティネット支援事業 23,098千円</p>
<p>4 新規就農支援について</p> <p>本県では、これまでにアグリスタート研修事業や就農応援交付金、親元就農促進支援交付金などの事業を通じ、新規就農者の確保に繋げてきており、近年では、産地が主体的に就農者確保に向けた受入体制を強化しているところです。一方で、令和6年度に水稻部門で新規就農した26名のうち、雇用就農者は23名で一定数の就農者が確保できていますが、自営就農者は3名と就農確保が十分ではなく、これは近年同様の傾向が続いています。</p> <p>中山間地域の農地や用排水路等の維持管理のためには、大規模農業者だけでは対応しきれず、小規模農業者も含めて多様な農業者が存続することが必要であり、自営就農者をこれまで以上に確保するための取組を一層強化する必要があります。</p> <p>そのための方策として、親元就農や親の経営継承の促進が近道と考えますが、この際の機械導入等の支援を受けるには、親と経営基盤を別にするか別品目を生産した上で一定の所得要件を満たさねばならず、スムーズな農業参入や経営継承に必ずしもつながっていない状況にあります。</p>	<p>農業の担い手不足が深刻化する現状においては、新規の独立自営就農者を確保するだけでなく、既存農家の担ってきた農業の多面的な役割を維持・発展させながら次代に継承していくことも重要です。</p> <p>そのため、令和8年度から農家後継者に対する要件を見直し、継承元と経営基盤が同一または同品目であっても、継承元の農業経営を一定水準以上に改善する目的で機械・施設を導入する場合には支援の対象とできるように要件を緩和し、農業の担い手確保の取組を強化することとしています。</p>	<p>・新規就農者総合支援事業（就農条件整備事業） 57,446千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和8年度事業名・予算額
<p>小規模農業者の確保に向けて、親元就農や経営継承を促進するために、水稻部門以外も含めて、補助要件をはじめ支援のあり方を見直すべきです。</p>		
<p>5 オンライン投票立会について</p> <p>本県においては投票立会人の不足などの理由から投票所数の減少が続いており、それに伴い投票所が遠くなることも投票率低下の要因の一つになっています。</p> <p>令和6年度より新たに導入されたオンライン投票立会の制度は立会人不足の解消につなげるために有効な施策であると考えますが、その実施実績は江府町長選挙と南部町での衆議院議員選挙のみであり、実施する市町村への理解促進が十分でなかったのではないかと考えられます。</p> <p>近年の投票率低下に歯止めをかけるため、オンライン投票立会の普及促進、さらにはコネクテッドカーによる移動投票所の設置など投票機会の増加と利便性の向上を図る施策が重要であります。</p> <p>ついては、投票率の上昇に向けて、統廃合されてきた投票所の復活も視野に入れた立会人不足問題の解消、投票利便性の向上を図るべく、市町村へこれらの施策導入を積極的に働きかけるべきであります。</p>	<p>オンライン投票立会には投票立会人の移動負担軽減等のメリットがあり、移動期日前投票所の設置や小規模な集落や交通不便地域での投票所の運営など投票所の増設・維持に有効であることから、ウェブ会議用カメラなどオンライン投票立会の導入に必要な経費全額を県が支援することで市町村の導入を促しています。</p> <p>これまで実施してきた南部町等に加え、他の市町村でも導入検討が行われるなど徐々に広がっているが、全国で初めて導入した仕組みであり市町村選管が慎重な側面もあることから、しっかりと導入支援等行います。</p> <p>また、投票所の増設・維持のため、国に対して、2人以上5人以下（期日前投票所の場合は2人）とされている現行法上の投票立会人の選任要件の緩和などについて求めています。</p>	<p>・民主主義再興に向けた投票所減少防止・政治参加促進事業（投票所減少防止のためのオンライン立会事業）</p> <p style="text-align: right;">5,622 千円</p>